

## II. 国立病院機構舞鶴医療センター感染予防対策委員会運営規程

(名称)

第1条 本会は舞鶴医療センター感染予防対策委員会と称する。

(目的)

第2条 院内における組織的な感染管理活動を推進し、院内感染を低減し、安全で良質な医療の提供に資することを目的とする。

(感染予防対策委員会の設置)

第3条 第2条の目的を達成するために、感染予防対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(構成員)

第4条

- 1 委員会は次の構成員を持って構成する。
  - 一 診療部門 院長、副院長、統括診療部長、内科系診療部長、臨床研究部長、薬剤部長、副薬剤部長、臨床検査技師長、診療放射線技師長、栄養管理室長、感染対策室長および医長若干名
  - 二 看護部門 看護部長、副看護部長、感染管理認定看護師、看護師長若干名
  - 三 事務部門 事務部長、企画課長、経営企画室長、医事専門職、庶務班長
  - 四 学校 教育主事
  - 五 その他 医療安全管理係長 院内感染対策室メンバー
- 2 委員会の委員長は感染対策室長とし、書記は事務部門とする。
- 3 委員会の副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。
- 5 但し、院長が特に必要と認めた職員を臨時に構成員に加えることができる。

(所掌事項)

第5条 委員会においては、次にあげる項目について審議等を行う。

- 一 院内感染対策の計画・実施・評価に関すること
- 二 院内感染に関する情報の収集と関係部署への伝達に関すること
- 三 院内感染に対するサーベイランス・調査・研究に関すること
- 四 職業感染対策に関すること
- 五 抗菌薬、消毒薬の適正使用に関すること
- 六 院内感染管理のための啓発、教育、広報に関すること

- 七 感染廃棄物の処理に関すること
- 八 感染対策室の運営に関すること
- 九 その他の院内感染管理に関すること

(感染対策室の設置)

第6条

- 1 感染予防対策委員会を組織し、科学的根拠に基づいた予防策を適切に、また迅速に実施してその役割を果たしているが、より対策を強化するため、部門の枠にとらわれずに、研修医、実習生をも含めた総合的な感染防止策を、企画、立案、実行するために、感染対策室を置く。
- 2 エイズ対策委員会をはじめ、その他各種委員会とも連携し、病院内の感染防止対策を推進する。
- 3 その他、感染対策室の業務などに関する必要な事項は、別に定める。

(開催日)

第7条 本委員会は、毎月1回開催する。ただし必要に応じて臨時に開催できるものとする。

(会議の記録)

第8条

- 1 委員長は委員会開催の都度すみやかに議事録をもって院長に報告するものとする。
- 2 委員会の議事録は事務部門が作成する。
- 3 委員会の検討結果は各職場に周知する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が決定する。

附則

- 1 この細則は昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この細則は平成16年4月1日から一部改正し、施行する。
- 3 この細則は平成18年4月1日から一部改正し、施行する。
- 4 この細則は平成27年4月1日から一部改正し、施行する。
- 5 この細則は平成28年1月20日から一部改正し、施行する。
- 6 この細則は令和3年4月1日から一部改正し、施行する。